

令和 8 年度畜産生産力・生産体制強化対策事業
(家畜能力等向上強化推進のうち乳用牛：多様な育種素材の評価活用対策)
に係る公募について

乳用牛群検定全国協議会

1 公募期間

令和 8 年 7 月 7 日 (火) ～令和 8 年 7 月 28 日 (火) 午後 5 時まで

2 事業内容

別表 1 のとおり

3 手続き

公募期間内に乳用牛群検定全国協議会に応募書類を提出し、審査を受けていただきます。

審査の結果、取組主体候補者に選ばれた団体等は、改めて補助金交付申請書などを作成していただきますが、それについては別途お知らせします。

審査までの応募手続きは以下のとおりです。

(1) 公募資料の申請

以下の申請先に団体名・担当者氏名・電話番号・e-mail アドレスを明記のうえ、e-mail 又は FAX にて申請を行ってください。

なお、公募資料は基本的に e-mail にて送付させていただきます。

<申請先・問合せ先>

乳用牛群検定全国協議会 原田・橋口あて

[事務局 (一社) 家畜改良事業団情報分析センター]

E-mail : toiwase (アットマーク) liaj.or.jp

※スパムメール対策のため () の@は省略しています。

TEL : 03-5621-8921

FAX : 03-5621-8922

(2) 応募書類の提出

公募要領に定められた方法・様式等により、以下の提出期間中に応募書類を郵送等で提出して下さい。

令和 8 年 7 月 7 日 (火) ～令和 8 年 7 月 28 日 (火) (最終日は午後 5 時に必着)

受付確認通知は、原則として、公募書類を送付した e-mail アドレスにお送りします。

(3) 審査

書類により審査を行ない、取組主体候補者を選定します。

必要があれば、提案内容・事業実施体制等についてヒアリングや追加資料の提出をお願いすることがあります。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途通知します。

4 その他

公募開始後に事情により、事業の中止や変更がある場合がありますのでご了承ください。

別表1 畜産生産力・生産体制強化対策事業（家畜能力等向上強化推進のうち乳用牛：多様な育種素材の評価活用対策）

事業の内容	事業の要件	事業実施期間	補助率
1 家畜能力等向上強化推進 (1) 乳用牛 ②多様な育種素材の評価活用対策 特色ある優良遺伝資源の活用のため、ジャージー種等(ホルスタイン種以外)の乳用牛の多様な品種の受精卵を導入する。	ア 地域における特色ある優良遺伝資源活用計画の策定及びその策定のための推進会議を開催する。 イ アの計画に基づき導入する受精卵及び性選別受精卵の導入を行う。 ウ その他 (1) 本事業の取組主体は、次に掲げる①から④までのいずれかに該当する生産者集団等とする（畜産生産力・生産体制強化対策事業実施要領(平成31年4月1日付け30生畜第1874号農林水産省生産局長通知。以下、「実施要領」という。）別紙1－1第2の2の(1)）。 ① 事業協同組合又は事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ② 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置付けているものに限る。） ③ その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。） ④ ①から③までのいずれかに該当する者が連携して組織する集団 (2) 対象となる受精卵及び性選別受精卵は、ホルスタイン種以外（ジャージー種等）の乳用種であって、次に掲げる①から③を全て満たすものとする（実施要領別紙1－1第2の2の(2)）。	令和8年度 ※卵の購入・移植の事業実施は2月末まで （3月10日に実績報告書提出、3月末までに補助金支払い終了）	当該事業に要する経費は1/2以内とする。 ただし、受精卵については1個当たり50,000円性選別受精卵については1個当たり65,000円を上限とする。

	① 生産者集団等の策定する特色ある優良遺伝資源活用計画に沿って導入されたものであること。 ② 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録されている種雄牛を交配して生産されたものであること。 ③ 国内又は輸出国の家畜血統登録機関において登録され、又は登録されることが確実であると認められる乳用雌牛から採卵されたものであること。 (3) 対象となる受精卵及び性選別受精卵は、事業実施期間（交付決定または取組主体候補に選定され交付決定前着手届の提出のあった日以降、令和9年2月28日までとする）に導入されたものとする。 (4) 対象となる受精卵及び性選別受精卵は、事業実施期間に移植するものとする。 (5) 実績報告には、移植証明及び受精卵の単価が分かる書類等（領収書、請求書）を添付するものとする。 (6) 本事業の受益となる酪農家は、畜産生産力・生産体制強化対策事業補助金交付等要綱（令和4年4月1日付け3畜産第1560号農林水産事務次官依命通知。以下、「交付等要綱」という。）第32（2）環境配慮のチェック・要件化、（4）労働環境の改善及び（8）配合飼料価格安定制度への継続加入の要件を満たすものとする。 (7) 事業推進に当たっては、交付等要綱及び実施要領に定める事項に留意するものとする。		
--	---	--	--

別表 2

優良遺伝資源活用推進会議

会議費(会場借料)

会議費(委員旅費)

印刷製本費

通信運搬費

とりまとめ賃金

事務諸費

優良受精卵の導入

優良受精卵購入費

性選別優良受精卵購入費

(※移植技術料は含みません)